

品川区中小企業借換専用資金融資あつ旋実施要綱

令和4年3月16日区長決定 要綱第103号

令和5年3月24日区長決定 要綱第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス等の外部要因等から業況がいまだに改善していないことにより、借入金の返済に苦慮する区内中小企業を支援する資金を融資あつ旋するため、融資あつ旋実施について必要な事項を定めるものとする。

(緊急資金の名称)

第2条 この要綱による資金の名称は、品川区中小企業借換専用資金（以下「本資金」という。）とする。

(融資あつ旋の条件)

第3条 本資金の融資あつ旋の条件は、品川区中小企業事業資金融資あつ旋条例（昭和47年品川区条例第15号。以下「条例」という。）第3条の表13の項に規定する緊急資金の条件を準用し、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--|
| (1) あつ旋限度額 | 3,000万円 |
| | かつ、借換え対象資金の当初実行額の合計額を限度額とする。 |
| (2) 利率 | 協定金利 1.6%以内（固定金利） |
| | $\left[\begin{array}{l} 1\sim 3\text{年目} \quad \text{本人負担利率}0.0\%、\text{区利子補給率}1.6\% \\ 4\text{年目以降} \quad \text{本人負担利率}0.2\%以内、\text{区利子補給率}1.4\% \end{array} \right]$ |
| (3) 融資期間 | 10年以内（据置12月を含む） |
| (4) 償還方法 | 月割元金均等償還（端数金額は最終返済日に算入） |

(融資あつ旋対象者の要件)

第4条 本資金の融資あつ旋の申し込みをしようとする者は、条例第2条第1号に規定する中小企業者および条例第4条第1項および第11項に規定する要件に該当するものであって、引き続き1年以上同一事業を営んでいるものとする。

2 現に本資金の融資あつ旋を受けている者が本資金の融資あつ旋を受けようとする場合にあっては、前条第1号に規定する限度額から現に受けている融資の額を差し引いて得た額の範囲内において、融資を受けることができる。

(借換え対象資金の要件)

第5条 本資金の借換え対象資金は、小規模企業特別事業資金、事業設備資金、事業運転資金、経営支援資金、経営安定化資金、緊急資金（品川区中小企業経営変化対策資金、品川区中小企業経営変化対策資金2020、品川区中小企業経営変化対策資金2021、品川区中小企業経営変化対策資金2022）の制度資金とする。

(申請期間)

第6条 本資金の融資あつ旋を受けようとする者は、区長に対し、令和4年4月1日から令和6年3月29日までの間に申請しなければならない。

(信用保証料の補助)

第7条 本資金に係る信用保証料の補助は行わない。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。